

■ 參考資料

■ 参考資料

1 無電柱化の推進に関する法律・国の無電柱化推進計画

国は平成 28 年 12 月に施行した「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、平成 30 年 4 月に「無電柱化推進計画」を策定し、基本的な方針を定めるとともに、2018 年度から 2020 年度までの 3 年間ににおける無電柱化の推進に関する目標を掲げ、無電柱化に取り組んでいます。

【 無電柱化の推進に関する法律の概要 】

1 目的

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献する。

2 基本理念

- ①国民の理解と関心を深めつつ無電柱化推進
- ②国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- ③地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

3 国の責務等

- ①国：無電柱化に関する施策を策定・実施
- ②地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施
- ③事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
- ④国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

4 無電柱化推進計画（国土交通大臣）

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表

5 都道府県・市町村無電柱化推進計画

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）

6 無電柱化の推進に関する施策

- ①広報活動・啓発活動
- ②無電柱化の日（1 1 月 1 0 日）
- ③国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
- ④道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- ⑤無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- ⑥無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- ⑦政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

【 国の無電柱化推進計画の概要 】

1 基本的な方針

増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする

○無電柱化対象路線

- ①防災
- ②安全・円滑な交通確保
- ③景観形成・観光振興
- ④オリンピック・パラリンピック関連

○無電柱化の手法

①地中化方式

電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式

②地中化方式以外の手法

軒下配線方式、裏配線方式

2 無電柱化推進計画の期間

2018年度から2020年度までの3年間

3 無電柱化の推進に関する目標

①防災	【無電柱化率】
・都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路	34%→42%
②安全・円滑な交通確保	
・バリアフリー化の必要な特定道路	15%→51%
③景観形成・観光振興	
・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	37%→79%
・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路	26%→70%
・景観法に基づく景観地区等を代表する道路	56%→70%
④オリンピック・パラリンピック関連	【電線共同溝整備率】
・センター・コア・エリア内の幹線道路	92%→完了

※上記の目標を達成するには、約1,400kmの無電柱化が必要。

4 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- I. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進
- II. 財政的措置
- III. 占用制度の的確な運用
- IV. 関係者間の連携の強化

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- I. 広報・啓発活動
- II. 地方公共団体への技術的支援

2 東京都無電柱化推進条例・東京都無電柱化計画

東京都は平成 29 年 9 月に施行した「東京都無電柱化推進条例」に基づき、平成 30 年 3 月に「東京都無電柱化計画」を策定し、今後 10 年間に於いて都が進める無電柱化の基本的な考え方と目標及び推進に関する施策について定め、積極的に無電柱化を進めています。

さらに東京都は、区市町村道の無電柱化を一層促進するため、平成 29 年 4 月に『無電柱化チャレンジ支援事業制度』を創設し、財政支援と技術支援の強化に取り組んでいます。

【 東京都無電柱化推進条例の概要 】

1 目的

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に向けて、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために制定された条例。

2 基本理念等

- ① 都民の理解と関心を深めつつ、都、区市町村及び関係事業者の連携並びに都民の協力の下に、無電柱化を推進
- ② 地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう実施

3 責務規定等

- ① 都：無電柱化の推進に関する施策を策定し、実施
- ② 関係事業者：道路上の電柱又は電線の設置抑制及び撤去並びに技術開発
- ③ 都民：都が実施する施策に協力（努力義務）

4 東京都無電柱化計画

基本的な方針、目標等を定めた東京都無電柱化計画を策定し、公表

5 無電柱化の推進に関する施策

- ① 広報活動及び啓発活動の充実
- ② 道路法第 37 条第 1 項の規定による道路占用の禁止又は制限等
- ③ 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進及び普及

【 東京都無電柱化計画の概要 】

①計画期間

今後10年間（2018年度から2027年度まで）

②基本的な考え方

- 整備手法：電線共同溝方式を基本に整備
- 対象地域：都内全域
- 対象道路：a) 計画幅員で完成している2.5m以上の都道（現道）
b) 都市計画道路の新設・拡幅、その他拡幅事業等、面的整備(開発事業等)を行う都道

③今後10年の目標

○都市防災機能の強化

重点整備エリアをセンター・コア・エリア内側から環状七号線の内側エリアに拡大

区市町村の庁舎や災害拠点病院など、災害時や災害復旧の拠点となる施設等を結ぶ路線に拡大

○安全で快適な歩行空間の確保

優先的に整備する道路の無電柱化を進めるとともに、道幅の狭い道路での整備手法を検討

○良好な都市景観の創出

主要駅や観光地周辺等の整備を進めるとともに、自然豊かな山間部・島しょ部の整備を検討

④区市町村との連携

○無電柱化チャレンジ支援事業

歩道が狭い又は歩道が無い道路で、無電柱化事業が困難な区市町村道について、財政支援・技術支援を行い、無電柱化を促進する。

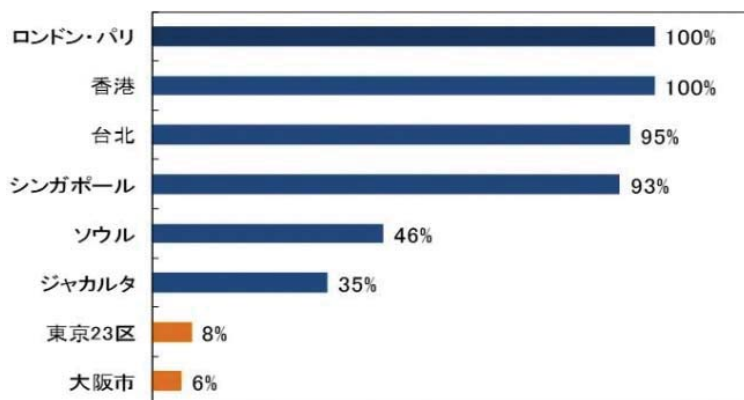
3 欧米主要都市と日本の現状

我が国の無電柱化は、昭和 61 年度から 3 期にわたる「電線類地中化計画」、平成 11～15 年度の「新電線類地中化計画」、平成 16～20 年度の「無電柱化推進計画」に基づき、整備を行ってきました。現在は「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、無電柱化を進めています。

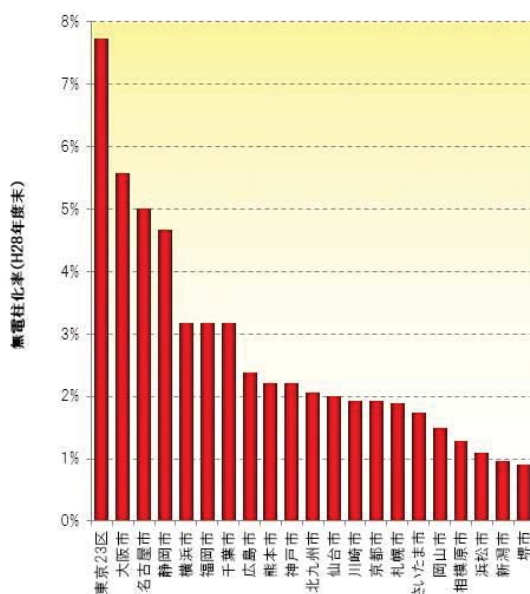
また東京都では、昭和 61 年度から平成 25 年度までの 6 期にわたり、無電柱化推進のための計画を策定し、無電柱化を進めてきました。平成 26 年には東京都無電柱化推進計画（第 7 期）を策定し、無電柱化を進めています。

しかしながら、欧米やアジア主要都市で無電柱化がほぼ完了しているのに対し、日本では最も進んでいる東京 23 区でも無電柱化率は約 8%と低い水準にとどまっています。

【欧米主要都市と日本の都市の無電柱化の現状】



- ※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる 2004 年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※2 香港は国際建設技術協会調べによる 2004 年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※3 台北は国土交通省調べによる 2013 年の状況（道路延長ベース）
- ※4 シンガポールは海外電気事業統計による 1998 年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※5 ソウルは国土交通省調べによる 2011 年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※6 ジャカルタは国土交通省調べによる 2014 年の状況（道路延長ベース）
- ※7 日本は国土交通省調べによる 2016 年度末の状況（道路延長ベース）



※ 全道路（高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く）のうち、電柱、電線類のない延長の割合（H28 年度末）で各道路管理者より聞き取りをしたもの

（出典：国土交通省 HP）

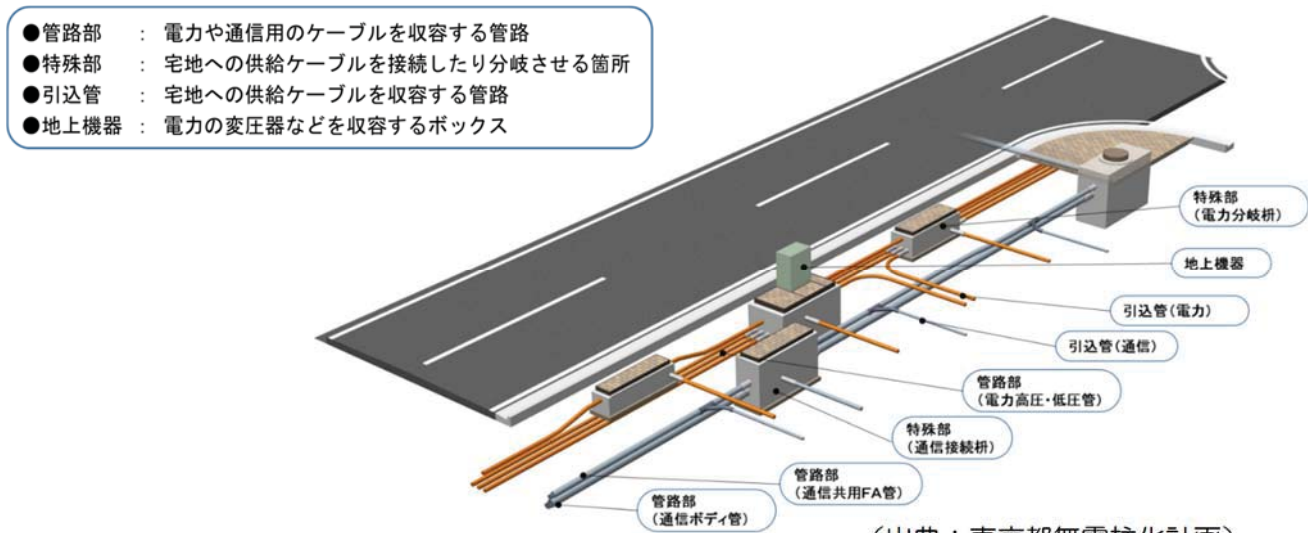
4 無電柱化の整備手法

(1) 電線類地中化による整備手法

①電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する手法です。区では、主に電線共同溝方式により無電柱化していきます。

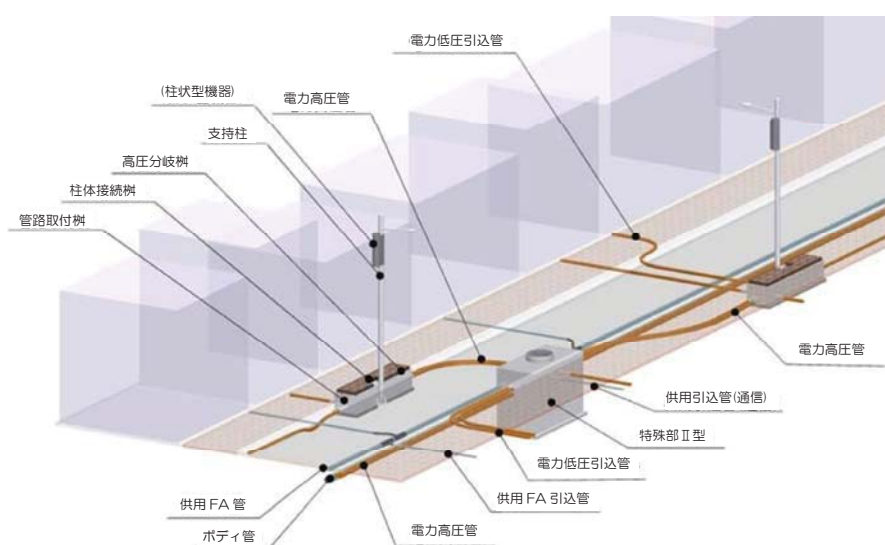
幅員が確保できる歩道（一般的に2.5m以上）で整備する従来方式や既存ストック方式の他、狭小歩道で採用されるソフト地中化方式、地上機器を公共用地等に設置する方式があります。



(出典：東京都無電柱化計画)

図 従来方式イメージ図

ソフト地中化方式とは、地上機器を道路上に設置できない道路において、変圧器等を支柱上に配置する地中化方式。



(出典：東京都電線共同溝整備マニュアル)

図 ソフト地中化方式イメージ図

②電線共同溝方式以外

道路管理者以外の事業者が主体となって電線類を地中化する方式です。

- 自治体管路方式：管路設備を道路管理者が整備し、残りを電線管理者が整備する方式
- 要請者負担方式：要請者が整備する方式
- 単独地中化方式：電線管理者が整備する方式

③検証中の地中化方式

整備主体や整備負担を調整中で、新たな整備手法として検証が進められている方式です。

- 小型ボックス方式：小型化したボックス内にケーブルを埋設する方式
- 直接埋設方式：ケーブルを管路に収容せずに土中に直接埋設する方式

(2) 電線類地中化以外の整備手法

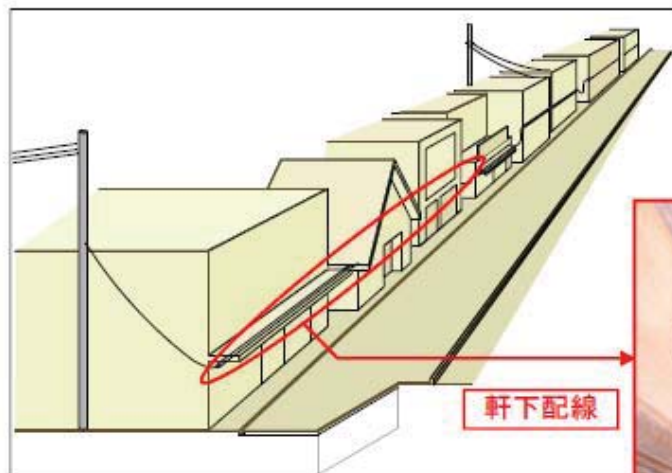
①裏配線方式

主要な表通りを無電柱化するため、裏通り等に電線類を配線し、裏通りから需要家への引込みを行う方式です。

②軒下配線方式

無電柱化する通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する方式です。

軒下配線方式



三重県亀山市関町



(出典：国土交通省 HP)

5 整備方式別無電柱化状況

区道における整備方式別の無電柱化状況図は次頁のとおりとなります。

【 区が整備を実施した路線の一覧（無電柱化事業中を含む）】

	路線名（通称名等）	整備延長	整備手法	整備時期
①	特別区道 33-750 （早大通り）	552m	キャブ方式	昭和 63 年度（完成）
②	特別区道 22-311 （補助第 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区）	217m	電線共同溝方式	平成 21 年度から 平成 23 年度（完成）
③	特別区道 42-520 （三栄通り）	397m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	平成 23 年度から 平成 27 年度（完成）
④	特別区道 23-1361 （聖母坂通り）	587m	電線共同溝方式	平成 25 年度から 無電柱化事業中
⑤	特別区道 21-580 （補助第 72 号線第Ⅰ期区間）	352m	電線共同溝方式	平成 29 年度から 無電柱化事業中
⑥	特別区道 43-120 （信濃町駅周辺）	151m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	平成 29 年度から 無電柱化事業中
⑦	特別区道 11-260 （甲州街道脇南側区道）	124m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	平成 29 年度から 無電柱化事業中

【 開発事業等により整備が実施された路線の一覧（無電柱化事業中を含む）】

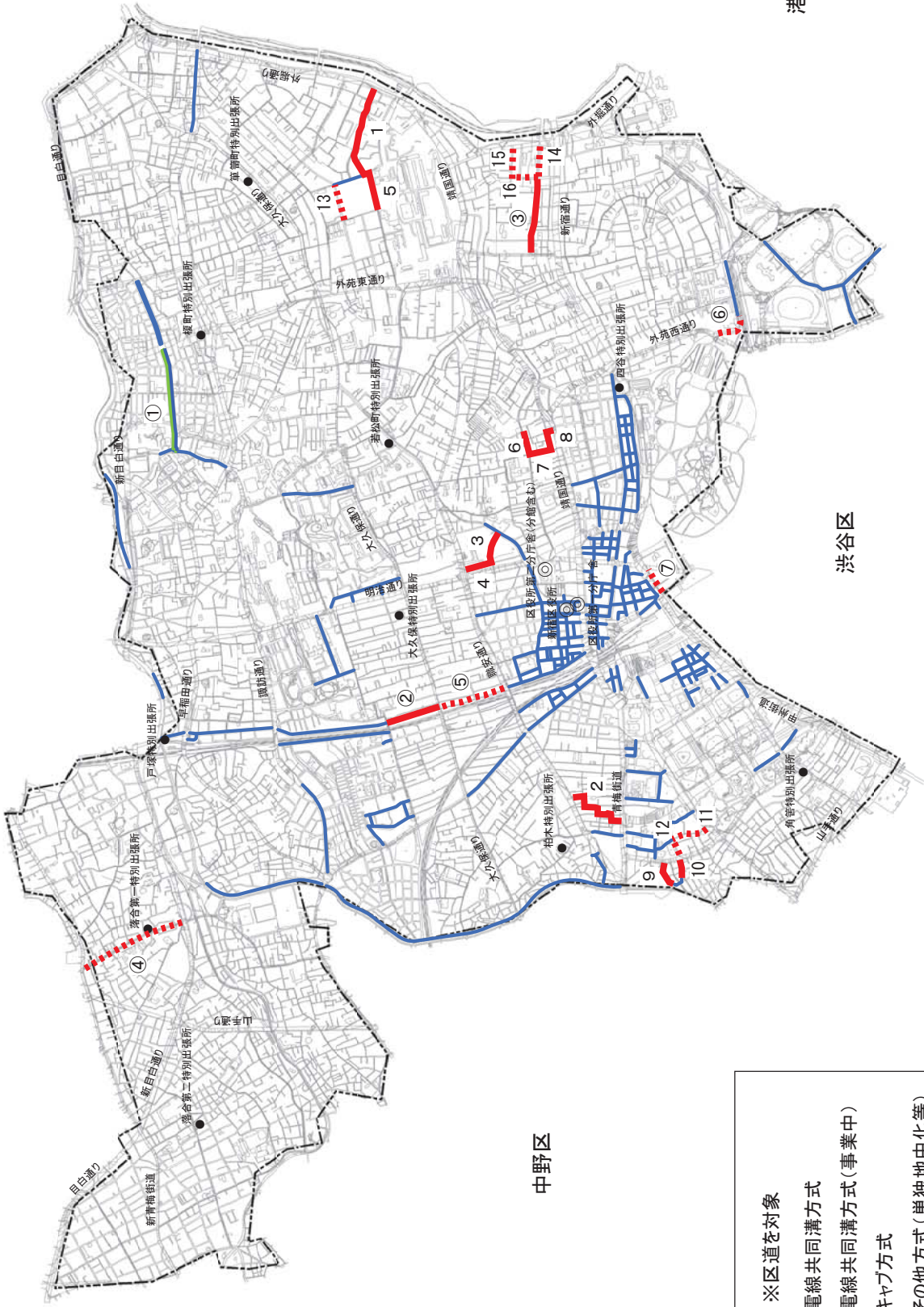
	路線名（事業名等）	整備延長	整備手法	整備状況
1	特別区道 34-220 （市谷本村町・加賀町地区地区計画関連）	460m	電線共同溝方式	完成
2	特別区道 21-1124 （西新宿八丁目成子地区市街地再開発事業）	372m	電線共同溝方式	完成
3	特別区道 31-321 （新宿六丁目西北地区地区計画）	167m	電線共同溝方式	完成
4	特別区道 31-320 （新宿六丁目西北地区地区計画）	131m	電線共同溝方式	完成
5	特別区道 34-10 （大日本印刷市谷工場整備計画）	200m	電線共同溝方式	完成
6	特別区道 31-20 （西富久地区第一種市街地再開発事業）	132m	電線共同溝方式	完成
7	特別区道 31-140 （西富久地区第一種市街地再開発事業）	118m	電線共同溝方式	完成
8	特別区道 31-1055 （西富久地区第一種市街地再開発事業）	151m	電線共同溝方式	完成
9	特別区道 12-172 （西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業）	135m	電線共同溝方式	完成
10	特別区道 12-171 （西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業）	110m	電線共同溝方式	完成
11	特別区道 11-562 （新宿区西新宿六丁目計画）	197m	電線共同溝方式	無電柱化事業中
12	特別区道 11-631 （新宿区西新宿六丁目計画）	78m	電線共同溝方式	無電柱化事業中
13	特別区道 34-30 （大日本印刷市谷工場整備計画）	191m	電線共同溝方式	無電柱化事業中
14	特別区道 42-520 （四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	163m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	無電柱化事業中
15	特別区道 42-530 （四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	134m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	無電柱化事業中
16	特別区道 42-540 （四谷駅前地区第一種市街地再開発事業）	133m	電線共同溝方式 （既存ストック方式）	無電柱化事業中

【整備方式別無電柱化状況図】



文京区

豊島区



千代田区

港区

渋谷区

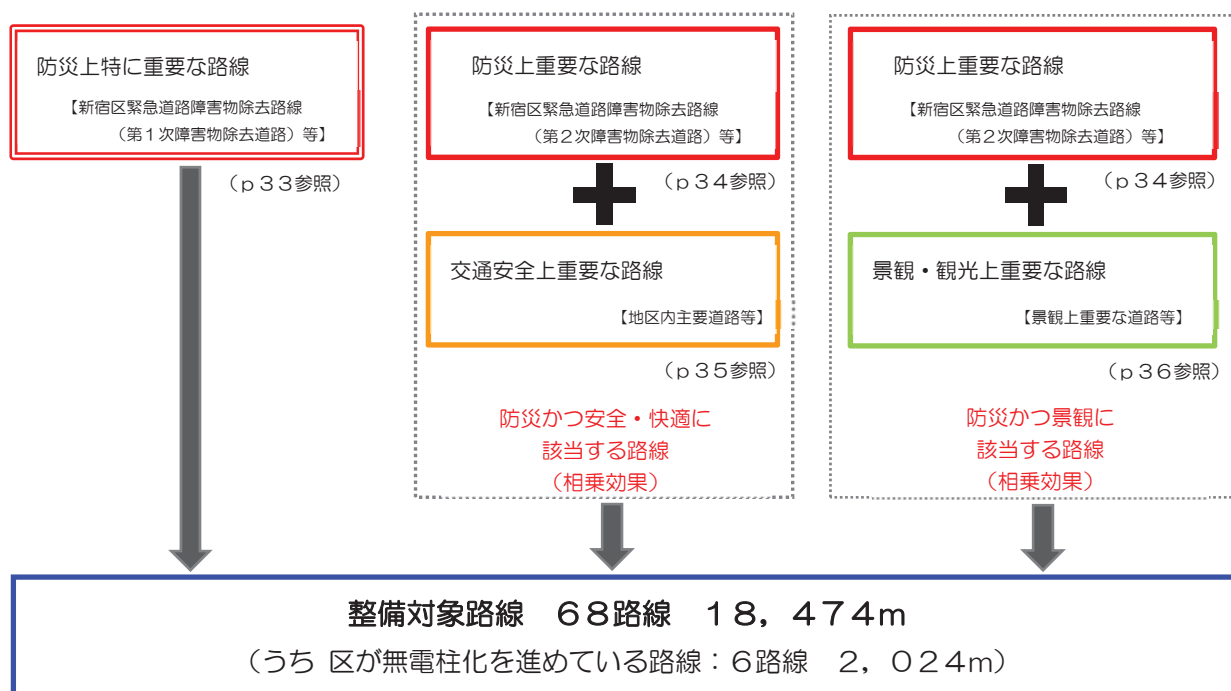
中野区

- 凡例**
- ※区道を対象
 - 電線共同溝方式
 - - - 電線共同溝方式(事業中)
 - キャブ方式
 - その他方式(単独地中化等)
 - 新宿区界

6 整備対象路線（無電柱化の推進に関する基本的な方針を踏まえた選定）

無電柱化の推進に関する基本的な方針として定めた【防災】【安全・快適】【景観】の内容を踏まえ、以下の選定フローに基づき、無電柱化未整備の区道や区が無電柱化を進めている路線を対象に評価項目に基づく総合評価を行い、選定しました。

なお、区では、首都直下地震の切迫性や昨今の大規模地震、大型台風などの教訓を踏まえ、被害の軽減に向けた震災の取組をさらに強化するとともに、事前復興の視点や災害発生時の応急・復旧対策も視野に入れた災害に強いまちづくりを進めていきます。そのため、整備対象路線選定における重要性としては、災害時に高い整備効果を発揮する【防災】の観点を高い位置づけとして設定しました。



上記の選定フローに基づき、選定された整備対象路線は、p.37のとおりです。

【整備対象路線の選定における評価項目】

効果	基本方針	対象路線	評価項目
防災	地震や台風などの災害時に、電柱倒壊による道路の閉塞を防ぎ、ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図ります。	防災上 特に重要な路線 (p33参照)	新宿区緊急道路障害物除去路線 (第1次障害物除去道路) 【新宿区地域防災計画】
			東京都緊急道路障害物除去路線※ (二次路線(区道)) 【東京都地域防災計画】
			広域幹線道路 【新宿区まちづくり長期計画】
			地域幹線道路 【新宿区まちづくり長期計画】
			災害拠点病院へのアクセス道路 【新宿区地域防災計画】
		防災上 重要な路線 (p34参照)	新宿区緊急道路障害物除去路線 (第2次障害物除去道路) 【新宿区地域防災計画】
			東京都緊急道路障害物除去路線 (その他路線(区道)) 【東京都地域防災計画】
			災害応急活動拠点との接続道路 【新宿区地域防災計画】
			災害拠点連携病院へのアクセス道路 【新宿区地域防災計画】
			主要駅周辺の主要な区道 (新宿駅周辺は全ての区道を対象) 【新宿区総合計画・東京都無電柱化推進計画】
安全 ・ 快適	歩行の妨げとなる電柱をなくし、歩行者だけでなく車いすやベビーカーも移動しやすい歩行空間を確保していきます。	交通安全上 重要な路線 (p35参照)	地区内主要道路 【新宿区まちづくり長期計画】
			新宿駅・高田馬場駅周辺 重点整備地区内特定・準特定経路 【新宿区交通バリアフリー基本構想】
			安全で快適なみちづくりを推進する道路 【新宿区まちづくり長期計画】
景観	景観を阻害している電柱や電線類をなくし、良好な都市景観の創出を図ります。	景観・観光上 重要な路線 (p36参照)	景観重要公共施設 【新宿区景観まちづくり計画】
			景観上重要な道路 【新宿区景観形成ガイドライン】
			観光施設前面道路 【新宿観光マップ】
			集客施設前面道路 【国土交通省 国土数値情報】

各評価項目に基づく対象路線図はp33からp36のとおりです。

【防災上特に重要な路線図】



文京区

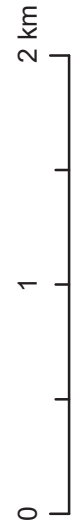
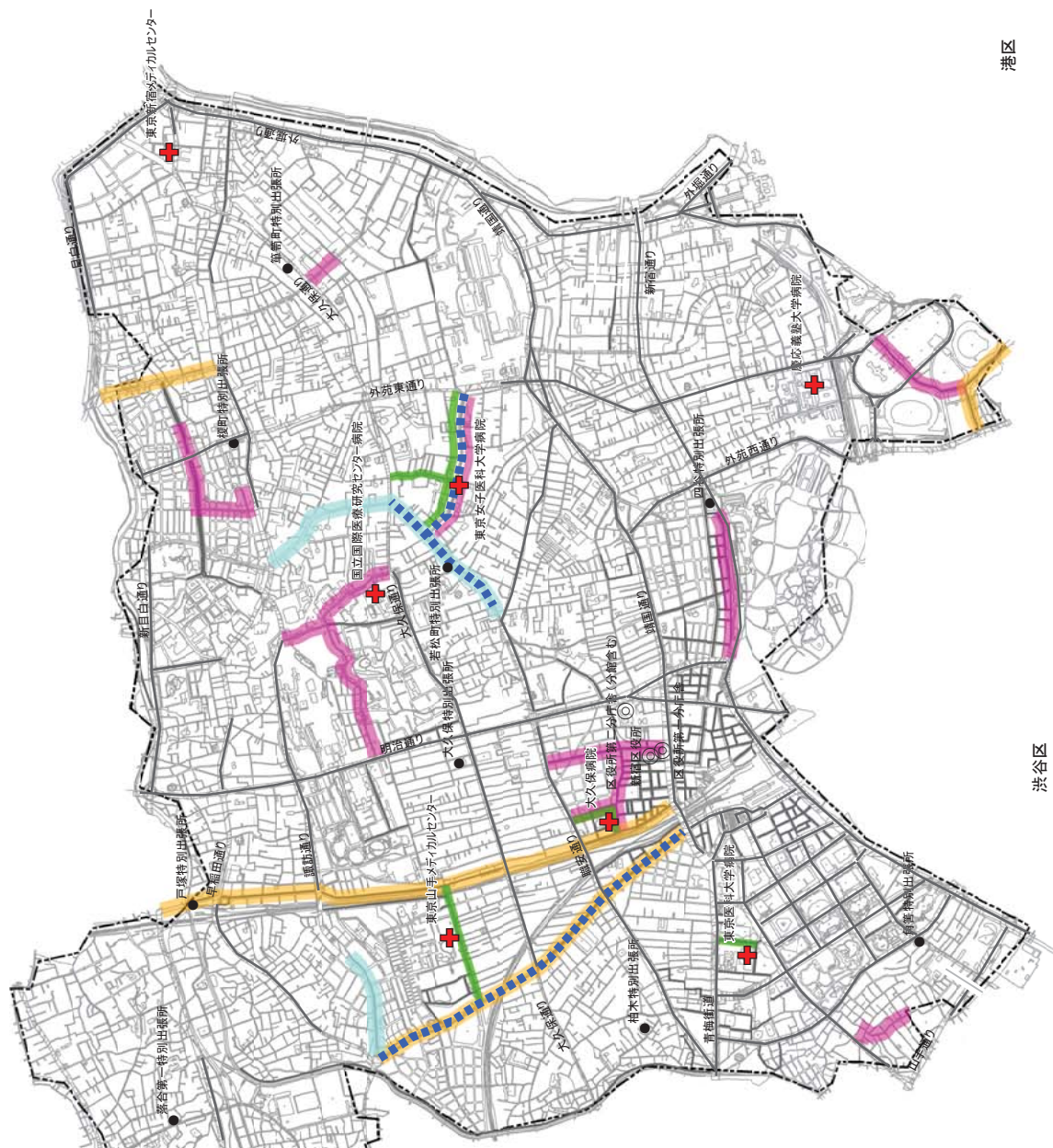
豊島区

千代田区

港区

渋谷区

中野区



- 凡例**
- + 災害拠点病院
 - 災害拠点病院へのアクセス道路(区道)
 - 広域幹線道路(区道)
 - 地域幹線道路(区道)
 - - - 東京都緊急障害物除去路線(第2次(区道))
 - 新宿区緊急道路障害物除去路線(第1次)
 - 無電柱化整備済路線(区道・国道・都道)
 - 新宿区界

【防災上重要な路線図】



文京区

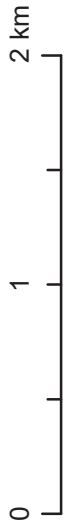
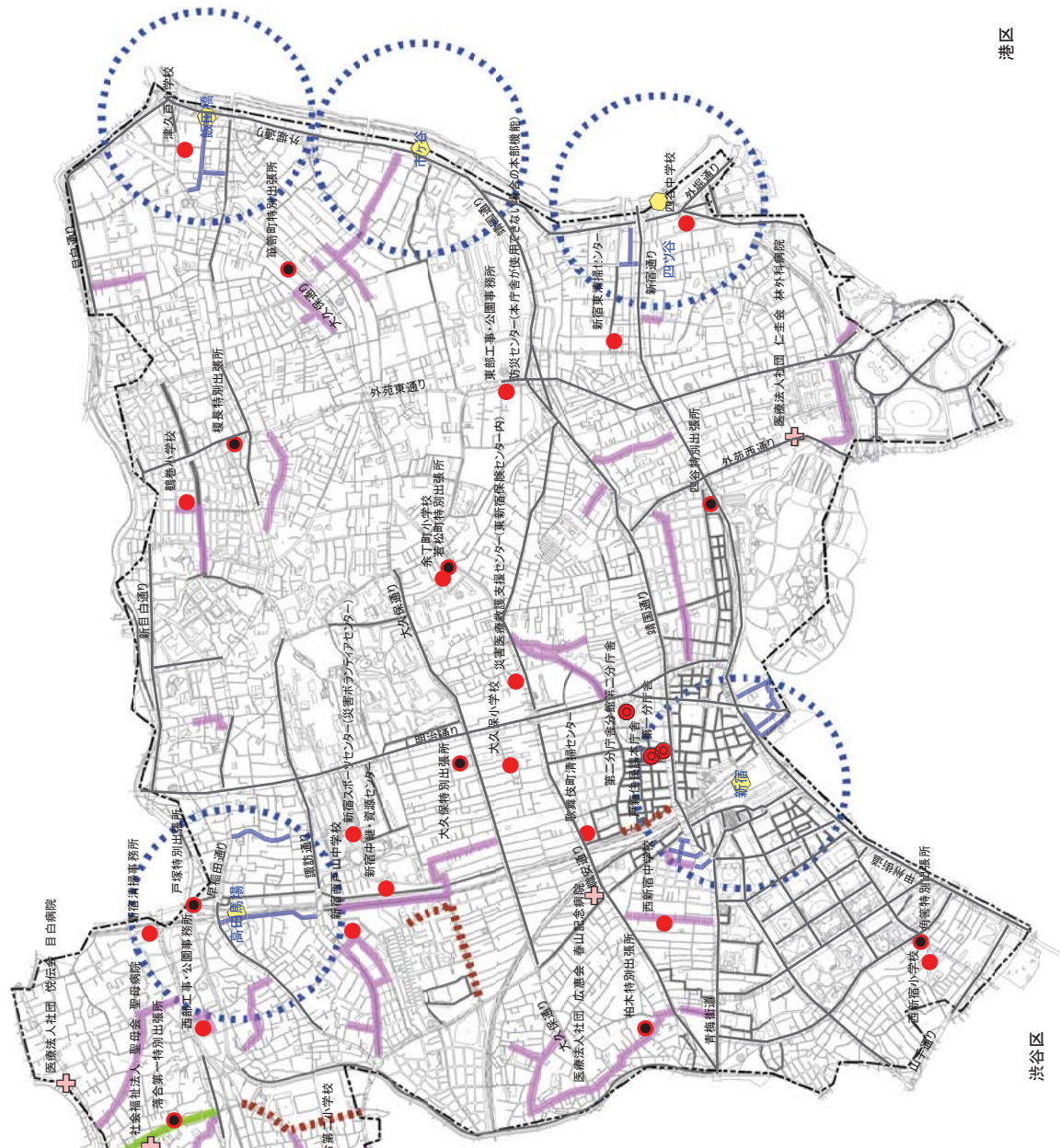
豊島区

千代田区

中野区

港区

渋谷区



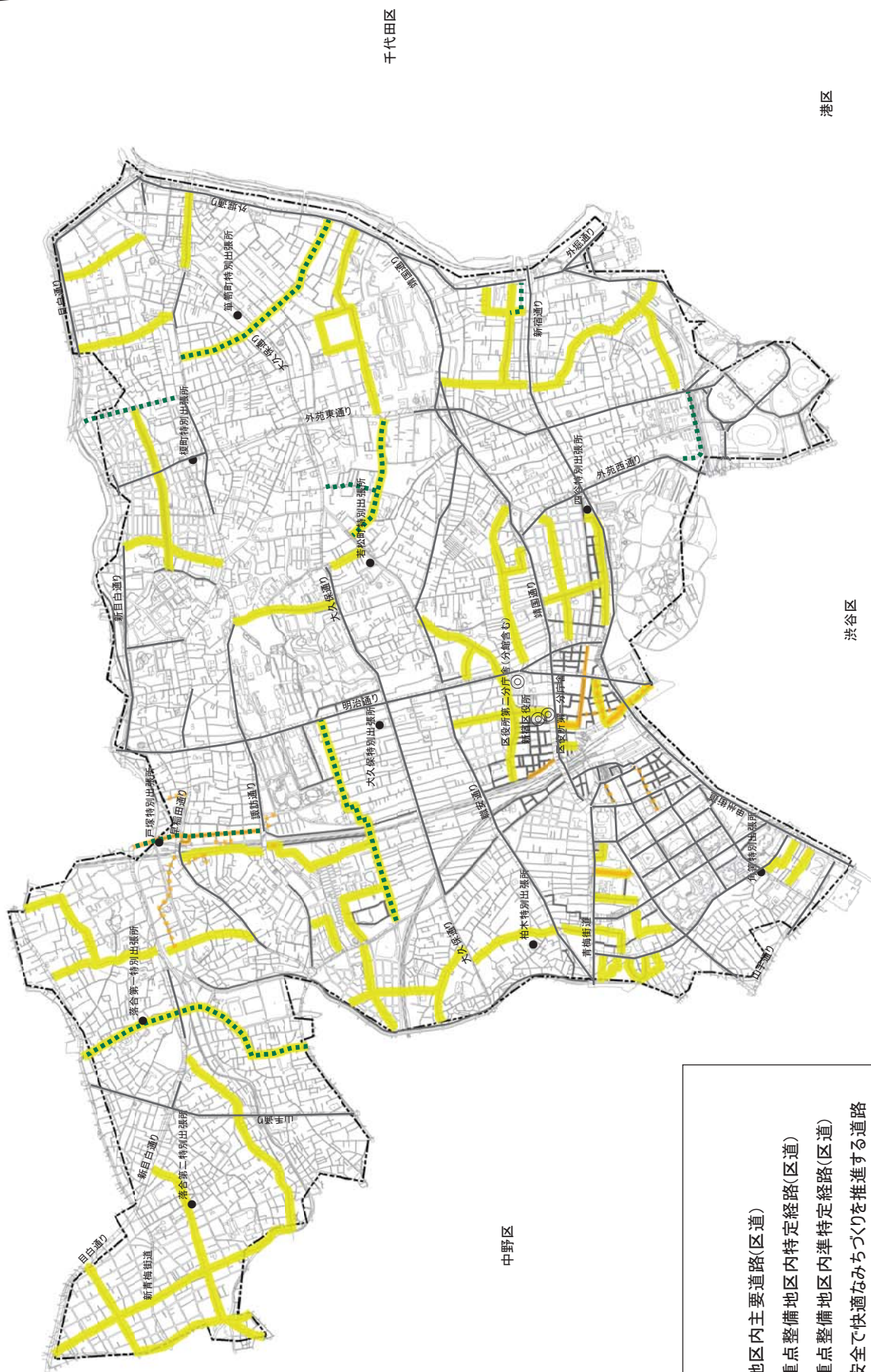
- 凡例**
- 主要駅
 - 災害応急活動拠点
 - + 災害拠点連携病院
 - 災害拠点連携病院へのアクセス道路(区道)
 - 東京都緊急障害物除去路線(その他(区道))
 - 新宿区緊急道路障害物除去路線(第2次)
 - 無電柱化整備済路線(区道・国道・都道)
 - 主要駅500m圏
 - 主要駅周辺の主な区道
 - 新宿区界

【交通安全上重要な路線図】



文京区

豊島区



凡例

- 地区内主要道路(区道)
- 重点整備地区内特定経路(区道)
- ⋯ 重点整備地区内準特定経路(区道)
- ⋯ 安全で快適なみちづくりを推進する道路
- ⋯ 無電柱化整備済路線(区道・国道・都道)
- 新宿区界

【景観・観光上重要な路線図】



文京区

豊島区



千代田区







港区

中野区

渋谷区



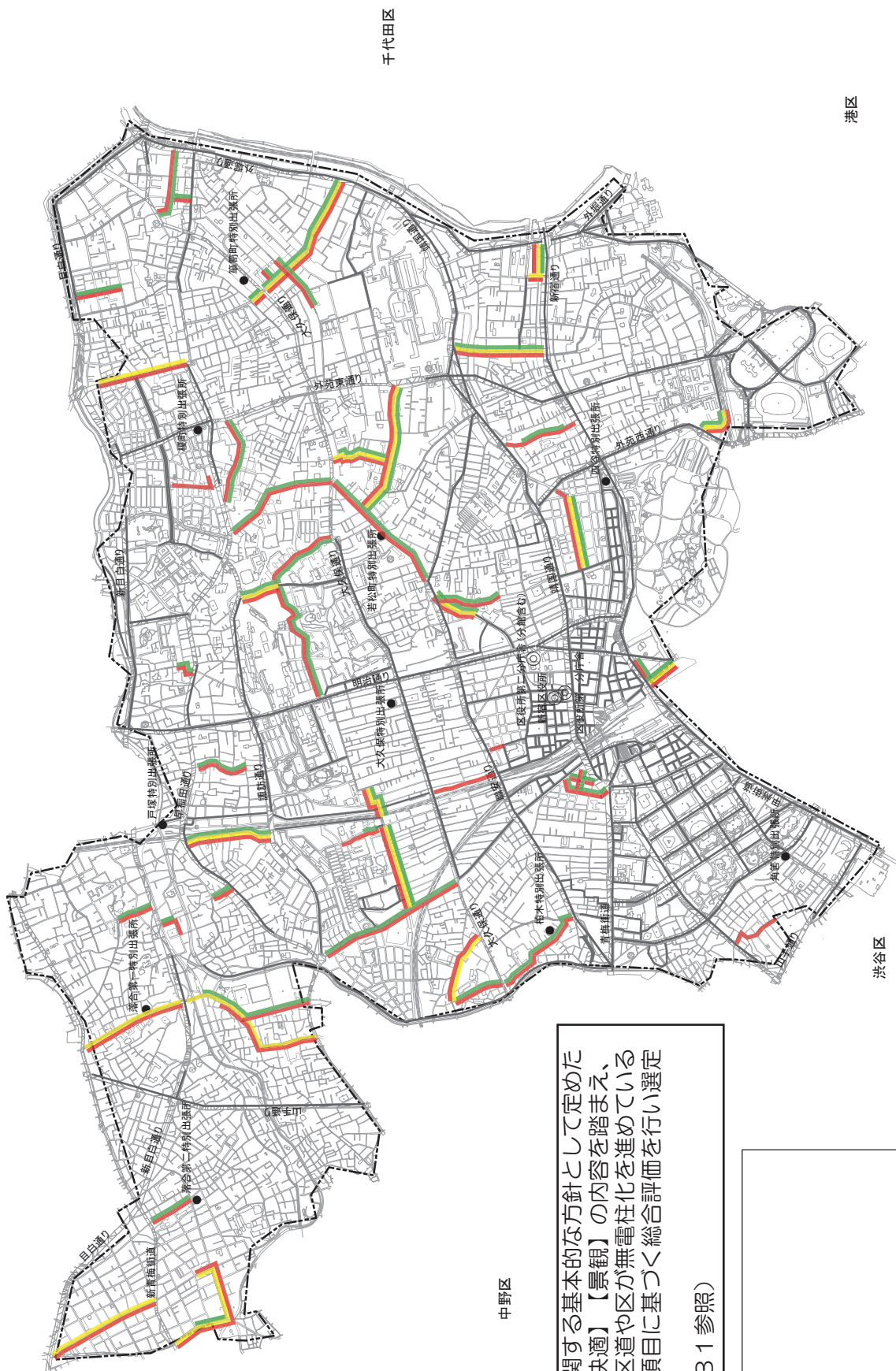
凡例

-  景観重要公共施設
-  景観上重要な道路(区道)
-  観光施設
-  集客施設
-  無電柱化整備済路線(区道・国道・都道)
-  新宿区界

【整備対象路線図】

文京区

豊島区



無電柱化の推進に関する基本的な方針として定めた【防災】【安全・快適】【景観】の内容を踏まえ、無電柱化未整備の区道や区が無電柱化を進めている路線を対象に評価項目に基づく総合評価を行い選定しました。
(選定フローはp31参照)

凡例

- 防災
- 安全・快適
- 景観
- 無電柱化整備済路線(区道・国道・都道)
- - - 新宿区界

7 無電柱化チャレンジ支援事業制度

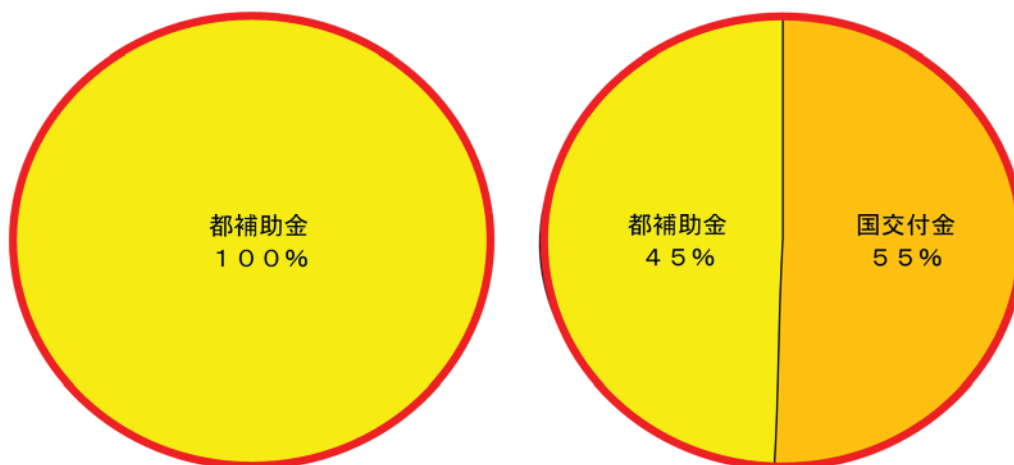
チャレンジ路線の要件

チャレンジ路線は、以下のいずれかの要件に該当する路線とする

- 原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど、道路上に地上機器を設置することが困難な路線
- 現道で無電柱化事業の整備実績がない区市町村の路線

- ・ 路線の検討に当たり、以下の要件を満たすこと
技術検討会の設置、公共用地等への地上機器設置の検討、低コスト手法等の技術検討

補助率



推進計画策定費・測量調査費

移設補償費・工事費

※交付金は平成29年度時点の交付率を基に記載

補助期間

平成30年度までに「推進計画の策定」、又は「チャレンジ路線の検討」のうちいずれかの事業に着手し、事業認定※を受けた場合 ⇒ 事業完了まで

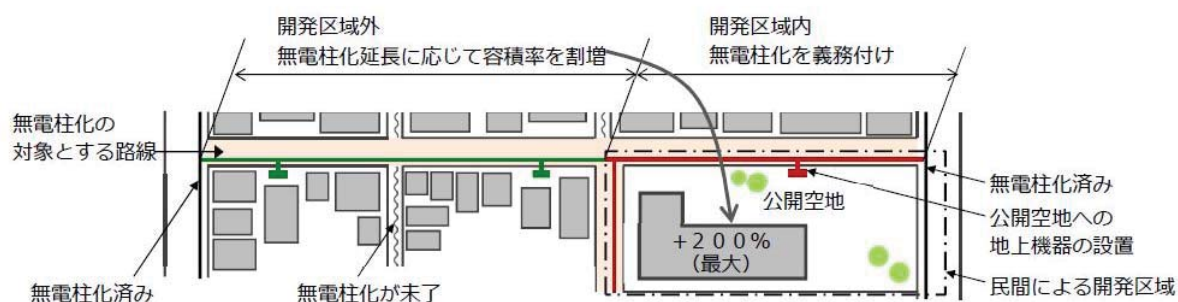
※事業認定とは、区市町村が実施した技術検討結果等を、都が認定すること

(出典：東京都無電柱化計画)

8 都市開発諸制度の活用

都市開発諸制度においては、開発区域内の道路の無電柱化を義務付けることや、開発区域外の道路の無電柱化を公共的な貢献として評価し容積率の割増（無電柱化延長に応じて最大200%割増）を行うことにより、民間開発の機会を捉えた区市町村道等の無電柱化を促進していく。

狭隘な道路で無電柱化を実施する際の地上機器の設置は、公開空地を活用する。



都市開発諸制度を活用した無電柱化の取組イメージ

都市開発諸制度とは、公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度であり、都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称である。

(出典：東京都無電柱化計画)

■ 用語解説

■ 用語解説

用語		解説
あ行		
	裏配線方式	無電柱化を行う主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、裏通りから各戸へ引込を行う方式。
か行		
	関係事業者	電力や通信ケーブルを所有している企業者及び水道やガス等の埋設企業者等。
	既存ストック活用	電力・通信管路やマンホール等、既に道路の下に埋設してある設備を電線共同溝の一部として活用すること。
	キャブ方式	道路管理者が道路の下に蓋掛け式のU字溝（キャブ）を埋設し、その中に電線類を収容する方式。
	区市町村無電柱化事業に対する都費補助	都内の区市町村が実施する無電柱化事業に要する経費について、都が補助金を交付する制度。 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき実施する無電柱化事業が対象。
	ケーブル収容管	地中化の際に電線（ケーブル）を集約し、収容するための管路。
	小型ボックス方式	小型化した特殊部内に電力及び通信ケーブル等をまとめて収容し、地中化する方式。
さ行		
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建物と公共施設とを一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
	自治体管路方式	地方公共団体が管路設備を敷設する手法。電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は地方公共団体が管理する。
	社会資本整備総合交付金	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。（平成22年度創設）

新宿区 緊急道路障害物除去路線	災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。このため、国、都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うこととする。 ※区を選定基準 災害時における救援救護活動を円滑に行うため、救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線を選定する。第1次、第2次で優先順位が定められている。
ソフト地中化	ケーブル等の地中化は可能であるが、地上機器の設置が困難な場合に、地上機器（変圧器等）を柱上に設置する方式。
た行	
単独地中化方式	電線管理者が自らの費用で地中化整備を行い、整備後も管理する方式のこと。
地上機器	無電柱化整備の際に、地上部に設置される機器のこと。トランス（変圧器）、分電盤などを収納するもの。
直接埋設方式	保護管などを利用せず、直接ケーブルを地中に埋める方式。
通信事業者	固定電話や携帯電話などの通信サービスを提供する事業者。正式には電気通信事業者という。
電線管理者	電力・通信ケーブルを管理する事業者。 東京電力やNTTなど。
電線共同溝方式	道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。
電線類地中化	電線（電力線・通信線）及びそれらに関連する施設を地中に埋設すること。

東京都 緊急道路障害物除去路線	原則として上下各一車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。第1次、第2次、その他で優先順位が定められている。
道路管理者	道路法で認定された道路の維持管理をする機関のこと。道路の種別により管理者が異なり、一般的に国道が国土交通大臣、都道府県道及び市区町村道は各地方自治体。
道路区域	道路法が適用される土地の範囲。
道路占用物	道路上に設置している電柱や電線、道路下に埋設している電気・水道の管路など、道路を使用している物件をいう。
道路閉塞	災害などにより道路がふさがれ、交通に支障をきたすこと。
都市開発諸制度	公共的な貢献を行う建築計画に対し、建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、良好な都市開発の誘導を図る制度。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。
な行	
軒下配線方式	無電柱化する通りの脇道に電柱を設置し、そこから引き込む電線を家屋の軒下・軒先に配置する方式。
ま行	
無電柱化	電線共同溝などの整備による電線類地中化や電線を軒下等に配線するなどにより、電柱をなくすこと。
無電柱化事業中	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき路線指定※を行い、事業を実施している路線のことを指す。

	無電柱化 チャレンジ支援事業制度	都が区市町村の無電柱化推進のために創設した補助制度。地上機器の設置が困難な路線等での無電柱化事業が対象であり、補助率を引き上げている。
	無電柱化率	道路の総延長と無電柱化された道路延長から、無電柱化整備の進行度合いを算出したもの。
や行		
	要請者負担方式	優先度が低いとされた無電柱化候補箇所において用いられる、費用を全額要請者が負担する方式。
ら行		
	ライフライン	日本では主にエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などを指す、生活に必須な設備。
	路線指定	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電柱の撤去や設置の制限をすることが特に必要である場合に行う。
P		
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことで、生産管理や品質管理などの管理業務を改善していくこと。

■ 用語解説（関連する法律）

法律	説明
東京都無電柱化推進条例	無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした条例。（平成29年9月1日施行）
無電柱化の推進に関する法律	災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（平成28年12月16日施行）
	（第8条第2項） 市町村（特別区を含む。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。（平成7年6月22日施行）
道路法	（第37条） 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。（昭和27年12月5日施行）

■ 用語解説（関連する計画）

計画	説明
東京都無電柱化計画 （平成 30 年 3 月策定）	都の無電柱化事業の今後 10 年間（平成 30 年度から平成 39 年度まで）の基本方針や目標を定めた計画です。
新宿区基本構想 （平成 19 年 12 月策定）	平成 37（2025）年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。
新宿区総合計画 （平成 29 年 12 月策定）	平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。
新宿区まちづくり長期計画 （平成 29 年 12 月策定）	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29（2017）年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。
新宿区地域防災計画 （平成 29 年度修正）	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。
新宿区交通バリアフリー 基本構想 （平成 17 年 4 月策定）	誰もが、公共交通機関をつかった移動をしやすくするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。
新宿区景観まちづくり計画 （平成 28 年 3 月改定）	区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。

新宿区無電柱化推進計画

平成31(2019)年3月

印刷物作成番号

2018-7-3805

平成31年3月発行

編集・発行

新宿区みどり土木部道路課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
TEL：03-5273-3525（直通）

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本して
います。その経費として、1部あたり1,231円
（税込）がかかっています。
但し、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでおり
ません。



左記のマークは、「新宿区環境シンボルマーク」になります。
新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙
を使用しています。

新宿区無電柱化推進計画

平成31(2019)年3月

■ 問合せ先

新宿区みどり土木部道路課計画係

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL:03-5273-3525 FAX:03-3209-5595

